

10月は土地月間です ～土地取引の後には届出を～

10月は、土地に関する様々な普及啓発活動を行う「土地月間」です。

一定規模以上の土地取引を行った場合は、国土利用計画法に基づき、土地の利用目的に関して審査を受ける必要があります。権利取得者(譲受人)は、契約締結日から起算して2週間以内に、市の窓口に届出をしなければなりません。詳しくは市ホームページをご覧いただくか、担当課にお問い合わせください。

○届出の必要な面積

市街化区域以外の都市計画区域	5,000m ² 以上
都市計画区域外の区域	10,000m ² 以上

○届出の必要な取引

売買、交換、共有物持分の譲渡、一時金を伴う地上権、賃借権の譲渡または設定等

申請・問 本庁 企画政策課企画政策G

☎52-1111 内線311

自然災害に備えて

9月に入り、台風の時期がやってきました。最近の気象状況には、豪雨や過去に経験をしたことのない大雨が降っています。

また、昨年の大島町、先月の広島市と短時間に記録的な大雨が降ると、土砂災害等が発生し、一瞬にして尊い生命や家屋などの貴重な財産を奪うなど、甚大な被害がもたらされます。

そこで、ご家庭でもう一度「災害から身を守る」事前の準備を確認しましょう。

○床下浸水の恐れのあるご家庭では、事前に土のうの準備をし、雨が降る前に設置しましょう。

○河川の水量が急激に増えるので、河川に近づかないようにしましょう。

○雨が降り土砂災害が発生する場合があります。事前に住んでいる場所が「土砂災害危険箇所」かどうか確認しましょう。

確認方法は、以前配布した土砂災害ハザードマップ・洪水ハザードマップ、または市のホームページでも確認できます。

※市ホームページ → くらし → 防災・防犯 → 土砂災害ハザードマップ・洪水ハザードマップ

○雨が降り出したら、土砂災害警戒情報に注意しましょう。

○テレビ・ラジオ・市からの情報（防災行政無線・緊急エリアメール等）に注意しましょう。

○早めの避難が重要です。

問 本庁 安全まちづくり推進課安全まちづくり推進G

☎52-1111 内線112

歳末たすけあい援護金の申請について

明るいお正月を迎えるようにと、今年度も歳末たすけあい募金運動が行われます。募金の中から歳末たすけあい援護金として、生活に支援を要する世帯に対して配分を行います。対象となる世帯の方は下記により申請してください。

○配分の対象となる世帯

援護金配分の対象となる世帯は、10月1日現在、在宅していて、次の3つの条件をいずれも満たしていることが必要です。

(1) 市内に6か月以上居住する世帯

(2) 生活困窮の状態にある世帯

(3) 市民税が非課税で、次に掲げるア～オの条件いずれかに該当する世帯

ア. 満75歳以上のひとり暮らし高齢者

イ. 満65歳以上のねたきり・認知症高齢者のいる世帯

ウ. 準要保護世帯の認定を受けている世帯

エ. 重度障害者のいる世帯

①身体障害者手帳1級または2級

②療育手帳Ⓐ、またはA

③精神障害者保健福祉手帳1級

オ. 母子・父子家庭

※上記に該当する場合でも、生活保護世帯や施設入所あるいは長期入院（6か月以上）などの理由で在宅でない場合は対象外となります。

○援護金額と配分の方法

援護金の金額は、今年度の歳末たすけあい募金の額により決定します。

平成26年12月中に民生委員より手渡しで配分します。振り込みを希望される方は通帳のコピーを添付してください。（振り込み手数料を差し引いて振り込みます）

○提出書類 歳末たすけあい援護金配分申請書

※申請書はお住まいの地区を担当する民生委員、または常陸大宮市社会福祉協議会本所・支所にあります。その他9月25日発行の社協だより「新星」にも掲載されています。

○受付期間 10月1日(水)～11月7日(金)

○提出先

上記の提出書類をお住まいの地区を担当する民生委員、または常陸大宮市社会福祉協議会本所・支所へ直接提出してください。

申請について、不明な点は下記までお問い合わせください。

問【大宮地域】社協 本 所 ☎53-1125

【山方地域】社協 山方支所 ☎57-6826

【美和地域】社協 美和支所 ☎58-3311

【緒川地域】社協 緒川支所 ☎56-2857

【御前山地域】社協 御前山支所 ☎55-2733